

# 高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム(第2回) 開催概要

## 1 日 時

平成29年1月18日(水)

16時00分～16時30分

## 2 場 所

中央合同庁舎第8号館 5階共用A会議室

## 3 出席者

西崎 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

井上 警察庁交通局長

時澤 総務省大臣官房地域力創造審議官

蒲原 厚生労働省老健局長

糟谷 経済産業省製造産業局長

藤田 国土交通省総合政策局長

## 4 議事の概要

### (1) 関係省庁の取組状況等の報告

現在の取組状況等について、

内閣府から、

- ・ 都道府県等に対し、ワーキングチームの設置等について周知するとともに各都道府県等における対策の検討・推進を依頼し、さらに冬季の交通事故防止運動等における高齢運転者による交通事故防止の普及啓発活動の緊急的实施を依頼したこと

について報告。

国土交通省から、

- ・ 地方公共団体への更なる働きかけや、乗合タクシー普及に向けた活動の推進等、高齢者が利用しやすい公共交通等の確保に向け取り組んでいること
- ・ 自動車アセスメントにおける対歩行者自動ブレーキ評価の開始や、自動運転戦略本部の設置、自動車メーカーに対する「高齢運転者事故防止

対策プログラム」の策定要請など、先進安全技術の開発と普及促進に取り組んでいること

等について報告。

警察庁から、

- ・ 平成 23 年から 27 年までの統計を用いた高齢運転者に係る交通事故分析の結果
- ・ 改正道路交通法施行後の医師の診断を受ける者、講習受講者等の推計及び警察施設における高齢者講習等の実施状況等
- ・ 高齢者の特性が関係する事故を防止するために必要な方策を幅広く検討するため、「高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議」を開催し、本年 6 月目途に、今後の検討の方向性について提言を取りまとめるとともに、以降も引き続き必要な検討を継続する予定であること
- ・ 改正道路交通法の円滑な施行に向けて、引き続き、自治体や医療・福祉等の関係機関・団体と更なる連携を図るとともに、高齢者講習等の実施体制の確保と円滑な運用に向けた取組を推進していくこと

等について報告。

## (2) 意見交換

- ・ 改正道路交通法の円滑な施行に向けた医師の診断体制の確保、また、高齢者の生活を支える体制の整備に向けた自家用有償旅客運送制度や地域運営組織の活用などについても意見が出され、引き続き関係省庁間において検討・協力を進めていくことを確認。